

優秀作

明治-大正期台湾公学校における教育勅語の実践

——音声・文字プロパガンダとしての勅語に関する一考察——

早稲田大学政治経済学部政治学科

4年 滋野峻也

要旨

戦前期の日本において、学校教育における根本的方針かつ道徳的規範とされたのが「教育勅語」であることは知られているが、それは明治28(1895)年から昭和20(1945)年にかけて日本の統治下にあった台湾においても例外ではない。領有直後から、勅語は「修身」教科書、あるいは学校行事の際に校長により勅語を音読する「奉読」といった形で、条文をそのまま利用する形で実践された。これらの実践方法において、勅語は「音声」および「文字」として表現されたのであり、いわゆる「メディアの重層」が生じていた状態であったといえよう。一方で、本来内地向けに作成された勅語は、植民地で使用するには矛盾を抱えていた。

本稿の目的は、植民地教育の場において、矛盾を抱えた勅語がどのように「プロパガンダ・メディア」として機能したのかを明らかにすることである。その方法として、「重層メディア」である勅語の実践の方向性を「音声プロパガンダ」および「文字プロパガンダ」の二形態に区分し、特に領有開始から大正期にかけての公学校における両者の実践を検討の対象とする。前者については主に学校行事における「勅語奉読」に着目し、唱歌教育や学校行事の成立過程との関連について言及しながら検討する。後者においては、「修身」教科書における勅語に関する記述について分析する。

本稿で得られた結論は以下の通りである。「音声プロパガンダ」としての実践については、領有直後に早くも第一回の「奉読」が実施され、公学校の普及とともに全島に広がった。また、初期段階では漢訳版の勅語が「奉読」に使用されたり、勅語に関する唱歌が合わせて使用されたりといった当局側の工夫が随所に見られることがわかった。一方、「文字プロパガンダ」としての実践については、「公学校規則」等で「修身」科で勅語の趣意を教えることを重視する認識は示されていたものの、実際に児童用教材に記述として現れるのは大正2(1913)年以降の『公学校修身書』が最初であった。「音声」としての勅語が「文字」としての勅語より優先された原因について明らかにすることはできなかったが、一つの可能性として、音声言語と文字言語の相違が、矛盾を抱えた勅語の「解釈」の必要性の有無を生んだ点を指摘することができるだろう。